

## 第 23 期静岡海区漁業調整委員会委員募集要項

現在の海区漁業調整委員会の委員の任期満了に伴い、漁業法の規定に基づき、以下のとおり次期委員になろうとする者を募集します。

1 主な職務	<p>年 7～8 回程度開催を予定している海区漁業調整委員会に出席し、静岡海区内における漁業に関する以下の事項について審議していただきます。</p> <p>(1) 漁業権に関する知事からの諮問  (2) 入漁権の設定等に関する裁定  (3) 漁業権、入漁権を適切に行使するための指示  (4) その他漁業に関する事項</p>										
2 募集人数	15 名（漁業者委員 9 名、学識経験者委員 4 名、中立委員 2 名）										
3 任期	令和 7 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年間										
4 身分	静岡県の特別職の非常勤職員（地方公務員法第 3 条第 3 項第 1 号）										
5 報酬等	委員会に出席された場合には、県の規程により報酬と旅費をお支払いします。										
6 資格要件	<p>漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、下表の資格を満たすものとなります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>区分毎の資格</th> <th>共通資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業者委員</td> <td>県内の海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）</td> <td rowspan="3"> <u>以下のいずれにも該当しない者</u>  (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢満 18 歳未満の者  (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者  (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  (4) 何らかの公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者  (5) 静岡県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等 </td> </tr> <tr> <td>学識経験者委員</td> <td>資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者</td> </tr> <tr> <td>中立委員</td> <td>海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	区分毎の資格	共通資格	漁業者委員	県内の海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）	<u>以下のいずれにも該当しない者</u> (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢満 18 歳未満の者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 何らかの公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者 (5) 静岡県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等	学識経験者委員	資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者	中立委員	海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者
区 分	区分毎の資格	共通資格									
漁業者委員	県内の海区に沿う市町の区域内に住所又は事業場を有する漁業者又は漁業従事者（1 年に 90 日以上、漁船を使用する漁業を営み、又は漁業者のために漁船を使用して水産動植物の採捕若しくは養殖に従事する者に限る。）	<u>以下のいずれにも該当しない者</u> (1) 令和 7 年 4 月 1 日時点の年齢満 18 歳未満の者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (4) 何らかの公職に就いており、関係法令等により兼職が禁止されている者 (5) 静岡県暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等									
学識経験者委員	資源管理及び漁業経営に関する学識経験を有する者										
中立委員	海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者										

7 受付期間	令和6年9月27日（金）から10月25日（金）まで
8 提出書類	推薦、応募の別に応じ、次の書類を提出してください。
	<p>(1) 個人による推薦の場合  海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（一般推薦用）（様式第1号）  添付書類：被推薦人の住民票  （抄本（本籍の記載がある発行後3か月以内のもの））  誓約書（様式第4号）</p>
	<p>(2) 団体等が推薦する場合  海区漁業調整委員会委員候補者推薦書（団体推薦用）（様式第2号）  添付書類：被推薦人の住民票  （抄本（本籍の記載がある発行後3か月以内のもの））  誓約書（様式第4号）</p>
<p>(3) 自ら応募する場合  海区漁業調整委員会委員候補者応募届出書（様式第3号）  添付書類：応募者の住民票  （抄本（本籍の記載がある発行後3か月以内のもの））  誓約書（様式第4号）</p>	
9 問合せ先	静岡県経済産業部水産・海洋局水産資源課 （住 所）〒420-8601 静岡県葵区追手町9番6号 静岡県庁 東館8階 （電 話）054（221）2737 （Eメール）suisanshigen@pref.shizuoka.lg.jp
10 提出方法	受付期間中に問合せ先へ提出書類を持参又は郵送してください。 （持参の場合）受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで ※ 土日祝日は受付しません。 （郵送の場合）令和6年10月25日（金）必着
11 公表	法令等に基づき、受付期間の中間及び終了後に推薦を受ける者等に関する以下の情報を静岡県公式ホームページにおいて公表します。 (1) 推薦を受ける者又は自ら応募した者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況等 (2) 推薦を受ける者又は自ら応募した者が漁業者もしくは漁業従事者であるかの別 (3) 推薦をする者（個人）の氏名、職業、年齢及び性別 (4) 推薦をする者（団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数、構成員たる資格その他当該推薦をする者の性格を明らかにする事項

12 決定方法	<p>静岡海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会が、提出された書類をもとに評価を行い、評価の意見を知事に報告します。(必要に応じて面接等を行う場合があります。)</p> <p>知事は、委員候補者を決定し、県議会の同意を得たうえで任命します。</p>
13 結果通知	<p>選考結果は、推薦者（個人による推薦の場合は代表者）、被推薦者及び応募者に直接お知らせします。</p>
14 注意事項	<p>(1)個人による推薦で、漁業者委員を推薦する場合は<u>3名以上の推薦者</u>が必要です。</p> <p>(2)提出書類に記載された内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会することがあります。</p> <p>(3)推薦又は応募に係る経費は、全て推薦者又は応募者の負担となります。</p> <p>(4)提出された書類は返却いたしません。</p>